



福島医発第 1740 号 (地)

平成 30 年 9 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の
一部改正について

平成 30 年 8 月 31 日付保医発 0831 第 11 号厚生労働省保険局医療課長通知
(以下、本通知という。)をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施
上の留意事項について」(平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)等の一部が改
正され、平成 30 年 9 月 1 日から適用された旨、日本医師会より通知がありまし
た。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」(平
成 30 年 8 月 31 日付保医発 0831 第 12 号)の 21 ページから 24 ページに掲載さ
れている医療機器が保険適用されたこと等によるものです。(平成 30 年 9 月 13
日付け福島医発第 1739 号 (地)をご参照下さい。)

また、平成 30 年 6 月 1 日付で保険適用された BRACAnalysis 診断システム
の留意事項の改正も示されております。(平成 30 年 6 月 14 日付福島医発第 788
号 (地)をご参照下さい。)

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員への周
方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 11 月号及び日本医師会ホームペ
ージのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医
療機器等」に掲載が予定されております。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎

会長 島田昇二郎

日医発第 650 号（保 166）
平成 30 年 9 月 5 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 武

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

平成30年8月31日付保医発0831第11号厚生労働省保険局医療課長通知（以下、本通知という。）をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第1号）等の一部が改正され、平成30年9月1日から適用されました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（平成30年8月31日付保医発0831第12号）の21ページから24ページに掲載されている医療機器が保険適用されたこと等によるものです。（平成30年9月5日付 日医発第649号（保165）をご参照下さい。）

また、平成30年6月1日付で保険適用されたBRACAnalysis診断システムの留意事項の改正も示されております。（平成30年6月6日付 日医発第253号（保64）をご参照下さい。）

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、今回の留意事項等の改正につきましては、日本医師会雑誌11月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 官報（平30.8.31 号外第192号 抜粋）
2. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平30.8.31 保医発0831第11号 厚生労働省保険局医療課長）
3. 新たに機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器等
（日本医師会医療保険課）

○厚生労働省告示第 303 号
診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年九月一日から適用する。ただし、同年八月三十一日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。
平成三十年八月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表			別表		
I (略)			I (略)		
II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 5 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部、第 11 部及び第 12 部に規定する特定保険医療材料（ツイルムを除く。）及びその材料価格			II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 5 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部、第 11 部及び第 12 部に規定する特定保険医療材料（ツイルムを除く。）及びその材料価格		
001～063 (略)			001～063 (略)		
064 脊椎固定用材料			064 脊椎固定用材料		
(1)～(9) (略)			(1)～(9) (略)		
(10) 骨充填用スベーク			(新設)		
065～132 (略)			065～132 (略)		
133 血管内手術用カテーテル			133 血管内手術用カテーテル		
(1)～(7) (略)			(1)～(7) (略)		
(8) 血管内異物除去用カテーテル			(8) 血管内異物除去用カテーテル		
①～④ (略)			①～④ (略)		
⑤ 大血管用ローテーション			(新設)		
(9)～(22) (略)			(9)～(22) (略)		
134～200 (略)			134～200 (略)		
201 腔内用瘻孔形成補綴材留置システム			(新設)		
III～VIII (略)			III～VIII (略)		
IX 経過措置			IX 経過措置		
(1) (略)			(1) (略)		

(2) IIの規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第1項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第23条の2の5第1項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価額は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価額とする。

(略)		
112 (略)	(略)	(略)
120 生体弁 (3) 異種心膜弁Ⅲ (承認番号) 22900BZX00053000	平成30年9月1日から 平成32年3月31日まで	984,000円
130 (略)	(略)	(略)
(略)		

(3) (略)

(2) IIの規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第1項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第23条の2の5第1項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価額は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価額とする。

(略)		
112 (略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
130 (略)	(略)	(略)
(略)		

(3) (略)

保医発0831第11号
平成30年8月31日

地方厚生（支）局医療課長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の
留意事項について」等の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（平成30年厚生労働省告示第313号）が公布され、平成30年9月1日から適用されること等に伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第1号）の一部改正について
- 別添2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第10号）の一部改正について
- 別添3 「特定保険医療材料の定義について」（平成30年3月5日保医発0305第13号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(平成30年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について

- 1 別添1の第2章第2部第2節第1款C106に次を加える。
 - (4) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し非侵襲中耳加圧装置を用いた療養を実施する場合に、医師が患者又は患者の看護に当たる者に対して、当該療法の方法、注意点及び緊急時の措置等に関する指導を行い、当該患者の指導管理を行う際には当該点数を準用する。なお、この場合は上記(3)を適用しない。
 - (5) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し非侵襲中耳加圧装置を用いた指導管理を行うに当たっては、関連学会の定める適正使用指針に沿って実施した場合に限り算定する。なお、当該点数には指導管理に要する機器等に係る費用が含まれており、別に算定できない。
 - (6) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し非侵襲中耳加圧装置を用いた指導管理を行うに当たって当該点数を準用する場合は、「C005 在宅患者訪問看護・指導料、C005-1-2 同一建物居住者訪問看護・指導料」の(4)、(25)及び「C119 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料」の(4)を適用しない。
- 2 別添1の第2章第3部第1節D006-2の(3)に次を加える。

エ 本検査の実施に際し、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査及び区分番号「D006-4」遺伝学的検査の点数を準用して算定する場合は、「注」に定める施設基準の規定は適用しない。
- 3 別添1の第2章第10部第1節第9款K686の「「注」の加算については、術後再建腸管を有する患者に対して実施した場合のみ算定できる。」を(1)とし、(1)の次に次を加える。
 - (2) 経内視鏡的に経胃又は経十二指腸的に膵嚢胞との瘻孔造設を行った場合は、当該点数を準用して算定できる。なお、この場合は上記(1)を適用しない。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(平成30年3月5日保医発0305第10号)の一部改正について

- 1 Iの3の113, 114の(2)を次のように改める。
心臓電気生理学的検査機能付加型の「心房内・心室内全域型」を算定する場合は、
区分番号「K 5 9 5」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は
算定できない。
- 2 Iの3の133(3)に次を加える。
ウ 大血管用ローテーションシースの使用にあたっては、関連学会の定める当該材
料の実施基準に準じて使用した場合に限り算定できる。
- 3 Iの3の200の次に次を加える。
201 臍臓用瘻孔形成補綴材留置システム
臍臓用瘻孔形成補綴材留置システムの使用にあたっては、関連学会の定める指針
に従って使用した場合に限り、算定できる。

「特定保険医療材料の定義について」
(平成30年 3 月 5 日保医発0305第13号) の一部改正について

- 1 別表のⅡの064(2)中「及び椎体ステープル(1区分)の合計10区分に区分する。」を「、椎体ステープル(1区分)及び骨充填用スペーサー(1区分)の合計11区分に区分する。」に改める。
- 2 別表のⅡの064(3)に次を加える。
 - ① 骨充填用スペーサー
次のいずれにも該当すること。
ア 移植骨を充填するスペーサーであること。
イ 脊椎プレート・標準型と併用するものであること。
- 3 別表のⅡの114(1)に次を加える。
 - ③ 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテルに該当しないこと。
- 4 別表のⅡの120、121に次を加える。
 - (5) 期限付改良加算の対象となる異種心膜弁(Ⅱ)
定義
次のいずれにも該当すること。
ア 弁開閉部分がヒト以外の動物の心膜由来のものであること。
イ 石灰化を抑制するための組織加温処理が施されていること。
ウ 心膜にキャッピング処理及びグリセリン処理が施されていること。
- 5 別表のⅡの123(1)に次を加える。
 - ③ 体外式ペースメーカー用カテーテル電極に該当しないこと。
- 6 別表のⅡの133(1)中「血管内異物除去用カテーテル(4区分)」を「血管内異物除去用カテーテル(5区分)」に改める。
- 7 別表のⅡの133(1)中「合計56区分」を「合計57区分」に改める。
- 8 別表のⅡの133(9)②中「合計4区分」を「合計5区分」に改める。
- 9 別表のⅡの133(9)③に次を加える。
 - オ 大血管用ローテーションシース
次のいずれにも該当すること
 - i 植込み型ペースメーカー又は除細動器のリードを経静脈的に除去する材料であること。
 - ii シースの遠位端の金属チップが操作により回転する構造であること。
 - iii ア～エまでに該当しないこと。

10 別表のⅡの154(2)中「使用する塞栓材であること。」を「使用する、もしくは経静脈的塞栓術等では十分に治療目的を達成することが困難な硬膜動静脈瘻の患者に対して、血管塞栓術を目的として使用する塞栓材であること。」に改める。

11 別表のⅡの200の次に次を加える。

201 脾臓用瘻孔形成補綴材留置システム

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51) 医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「脾臓用瘻孔形成補綴材」であること。
- (2) 経胃又は経十二指腸的な内視鏡治療により、消化管壁と嚢胞壁の間に瘻孔を形成することを目的として使用する脾臓用瘻孔形成補綴材留置システム（デリバリーカテーテルを含む）であること。
- (3) デリバリーカテーテルについては、瘻孔形成部位を穿孔し、当該部位に補綴材を留置する機能を有していること。

(別添 1 参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年 3 月 5 日保医発0305第 1 号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部 (略) 第 2 部 在宅医療 第 1 節 (略) 第 2 節 在宅療養指導管理料 第 1 款 在宅療養指導管理料 C 1 0 0 ～ C 1 0 5 - 3 (略) C 1 0 6 在宅自己導尿指導管理料 (1) ～ (3) (略) <u>(4) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し非侵襲中耳加圧装置を用いた療養を実施する場合に、医師が患者又は患者の看護に当たる者に対して、当該療法の方法、注意点及び緊急時の措置等に関する指導を行い、当該患者の指導管理を行う際には当該点数を準用する。なお、この場合は上記 (3) を適用しない。</u> <u>(5) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し非侵襲中耳加圧装置を用いた指導管理を行うに当たっては、関連学会の定める適正使用指針に沿って実施した場合に限り算定する。なお、当該点数には指導管理に要する機器等に係る費用が含まれており、別に算定できない。</u>	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部 (略) 第 2 部 在宅医療 第 1 節 (略) 第 2 節 在宅療養指導管理料 第 1 款 在宅療養指導管理料 C 1 0 0 ～ C 1 0 5 - 3 (略) C 1 0 6 在宅自己導尿指導管理料 (1) ～ (3) (略) (新設) (新設)

(6) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し非侵襲中耳加圧装置を用いた指導管理を行うに当たって当該点数を準用する場合は、「C 0 0 5 在宅患者訪問看護・指導料、C 0 0 5－1－2 同一建物居住者訪問看護・指導料」の(4)、(25)及び「C 1 1 9 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料」の(4)を適用しない。

C 1 0 7～C 1 1 9 (略)

第2款 (略)

第2節～第4節 (略)

第3部 検査

第1節 検体検査料

第1款 検体検査実施料

D 0 0 0～D 0 0 6 (略)

D 0 0 6－2 造血器腫瘍遺伝子検査

(1)～(2) (略)

(3) BRCA1/2遺伝子検査は、区分番号「D 0 0 6－2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数2回分、区分番号「D 0 0 6－4」遺伝学的検査「3」処理が極めて複雑なものの所定点数2回分を合算した点数を準用して算定できる。

ア～ウ (略)

エ 本検査の実施に際し、区分番号「D 0 0 6－2」造血器腫瘍遺伝子検査及び区分番号「D 0 0 6－4」遺伝学的検査の点数を準用して算定する場合は「注」に定める施設基準の規定は適用しない。

D 0 0 6－3～D 0 2 7 (略)

第2款 (略)

第2節～第4節 (略)

第4部～第9部 (略)

第10部 手術料

(新設)

C 1 0 7～C 1 1 9 (略)

第2款 (略)

第2節～第4節 (略)

第3部 検査

第1節 検体検査料

第1款 検体検査実施料

D 0 0 0～D 0 0 6 (略)

D 0 0 6－2 造血器腫瘍遺伝子検査

(1)～(2) (略)

(3) BRCA1/2遺伝子検査は、区分番号「D 0 0 6－2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数2回分、区分番号「D 0 0 6－4」遺伝学的検査「3」処理が極めて複雑なものの所定点数2回分を合算した点数を準用して算定できる。

ア～ウ (略)

(新設)

D 0 0 6－3～D 0 2 7 (略)

第2款 (略)

第2節～第4節 (略)

第4部～第9部 (略)

第10部 手術料

第1節 手術料

第1款～第8款 (略)

第9款 腹部

K 6 3 5～K 6 8 5

K 6 8 6 内視鏡的胆道拡張術

(1) 「注」の加算については、術後再建腸管を有する患者
に対して実施した場合のみ算定できる。

(2) 経内視鏡的に経胃又は経十二指腸的に膵嚢胞との瘻孔
造設を行った場合は、当該点数を準用して算定できる。
なお、この場合は上記(1)を適用しない。

第10款～第13款 (略)

第2節～第3節 (略)

第11部～第13部 (略)

第3章 (略)

第1節 手術料

第1款～第8款 (略)

第9款 腹部

K 6 3 5～K 6 8 5

K 6 8 6 内視鏡的胆道拡張術

「注」の加算については、術後再建腸管を有する患者に
対して実施した場合のみ算定できる。
(新設)

第10款～第13款 (略)

第2節～第3節 (略)

第11部～第13部 (略)

第3章 (略)

(別添 2 参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成30年 3 月 5 日保医発0305第10号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1～2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001～108 (略) 113, 114 植込式心臓ペースメーカー用リード、体外式ペースメーカー用カテーテル電極 (1) (略) (2) 体外式ペースメーカー用カテーテル電極 <u>心臓電気生理学的検査機能付加型の「心房内・心室内全域型」を算定する場合は、区分番号「K 5 9 5」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。</u> 118～132 (略) 133 血管内手術用カテーテル	I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1～2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001～108 (略) 113, 114 植込式心臓ペースメーカー用リード、体外式ペースメーカー用カテーテル電極 (1) (略) (2) 体外式ペースメーカー用カテーテル電極 <u>ア 心臓電気生理学的検査機能付加型の「心房内・心室内全域型」を算定する場合は、区分番号「K 5 9 5」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。</u> <u>イ 心臓電気生理学的検査機能付加型の「心房内・心室内全域型」と、123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテルの「熱アブレーション用・体外式ペーシング機能付き」又は「心房内・心室内全域型」と123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテルの「熱アブレーション用・体外式ペーシング機能付き・特殊型」の両方を使用した場合は、主たるもののみ算定する。</u> 118～132 (略) 133 血管内手術用カテーテル

(1)～(2) (略) (3) 血管内異物除去用カテーテル ア～イ (略) <u>ウ 大血管用ローテーションシースの使用にあたっては、関連学会の定める当該材料の実施基準に準じて使用した場合に限り算定できる。</u> (4)～(11) (略) 135～200 (略) <u>201 脾臓用瘻孔形成補綴材留置システム</u> <u>脾臓用瘻孔形成補綴材留置システムの使用にあたっては、関連学会の定める指針に従って使用した場合に限り、算定できる。</u> 4～6 (略) Ⅱ～Ⅳ (略)	(1)～(2) (略) (3) 血管内異物除去用カテーテル ア～イ (略) (新設) (4)～(11) (略) 135～200 (略) (新設) 4～6 (略) Ⅱ～Ⅳ (略)
--	--

(別添 3 参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成30年 3 月 5 日保医発0305第13号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 5 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部、第 11 部及び第 12 部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～063 (略) 064 脊椎固定用材料 (1) (略) (2) 機能区分の考え方 構造、使用部位により、脊椎ロッド(1 区分)、脊椎プレート(2 区分)、椎体フック(1 区分)、脊椎スクリュー(3 区分)、脊椎コネクター(1 区分)、トランスバース固定器(1 区分)、<u>椎体ステーブル(1 区分)及び骨充填用スペーサー(1 区分)の合計11区分に区分する。</u> (3) 機能区分の定義 ①～⑩(略) <u>⑪ 骨充填用スペーサー</u> <u>次のいずれにも該当すること。</u> <u>ア 移植骨を充填するスペーサーであること。</u> <u>イ 脊椎プレート・標準型と併用するものであること。</u> 065～113 (略) 114 体外式ペースメーカー用カテーテル電極 (1) 定義	(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 5 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部、第 11 部及び第 12 部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～063 (略) 064 脊椎固定用材料 (1) (略) (2) 機能区分の考え方 構造、使用部位により、脊椎ロッド(1 区分)、脊椎プレート(2 区分)、椎体フック(1 区分)、脊椎スクリュー(3 区分)、脊椎コネクター(1 区分)、トランスバース固定器(1 区分)<u>及び椎体ステーブル(1 区分)の合計10区分に区分する。</u> (3) 機能区分の定義 ①～⑩(略) (新設) 065～113 (略) 114 体外式ペースメーカー用カテーテル電極 (1) 定義

次のいずれにも該当すること。

①～② (略)

③ 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテルに該当しないこと。

(2)～(3) (略)

115～119 (略)

120、121 生体弁・弁付きグラフト (生体弁)

(1)～(4) (略)

(5) 期限付改良加算の対象となる異種心膜弁(Ⅱ)
定義

次のいずれにも該当すること。

ア 弁開閉部分がヒト以外の動物の心膜由来のものであること。

イ 石灰化を抑制するための組織加温処理が施されていること。

ウ 心膜にキャッピング処理及びグリセリン処理が施されていること。

122 (略)

123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

①～② (略)

③ 体外式ペースメーカー用カテーテル電極に該当しないこと。

(2)～(3) (略)

124～132 (略)

133 血管内手術用カテーテル

(1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方

術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル (2 区分)、末梢血管用ステントセット (2 区分)、PTAバルーンカテーテル (8 区分)、下大静脈留置フィルターセット (2 区分)、冠動脈灌流用カテーテル (1 区分)、オクリュージョンカテーテル (2 区分)、血管内血栓異物除去用留置カテーテル (4 区分)、血管内異物除去

次のいずれにも該当すること。

①～② (略)

(新設)

(2)～(3) (略)

115～119 (略)

120、121 生体弁・弁付きグラフト (生体弁)

(1)～(4) (略)

(新設)

122 (略)

123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

①～② (略)

(新設)

(2)～(3) (略)

124～132 (略)

133 血管内手術用カテーテル

(1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方

術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル (2 区分)、末梢血管用ステントセット (2 区分)、PTAバルーンカテーテル (8 区分)、下大静脈留置フィルターセット (2 区分)、冠動脈灌流用カテーテル (1 区分)、オクリュージョンカテーテル (2 区分)、血管内血栓異物除去用留置カテーテル (4 区分)、血管内異物除去

用カテーテル（５区分）、血栓除去用カテーテル（８区分）、塞栓用バルーン（２区分）、塞栓用コイル（７区分）、汎用型圧測定用プローブ（１区分）、循環機能評価用動脈カテーテル（１区分）、静脈弁カッター（３区分）、頸動脈用ステントセット（１区分）、狭窄部貫通用カテーテル（１区分）、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル（１区分）、血管塞栓用プラグ（１区分）、冠動脈カテーテル交換用カテーテル（１区分）、体温調節用カテーテル（２区分）、脳血管用ステントセット（１区分）及び脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム（１区分）の合計57区分に区分する。

(2)～(8) (略)

(9) 血管内異物除去用カテーテル

① (略)

② 機能区分の考え方

機能及び構造により、合計５区分に区分する。

③ 機能区分の定義

ア～エ (略)

オ 大血管用ローテーションシース

次のいずれにも該当すること

i 植込み型ペースメーカー又は除細動器のリードを経静脈的に除去する材料であること。

ii シースの遠位端の金属チップが操作により回転する構造であること。

iii ア～エまでに該当しないこと。

(10)～(23) (略)

134～153 (略)

154 脳動静脈奇形術前塞栓材

定義

次のいずれにも該当すること。

(1) (略)

(2) 脳動静脈奇形摘出術を予定している患者に対して、術前処置と

用カテーテル（４区分）、血栓除去用カテーテル（８区分）、塞栓用バルーン（２区分）、塞栓用コイル（７区分）、汎用型圧測定用プローブ（１区分）、循環機能評価用動脈カテーテル（１区分）、静脈弁カッター（３区分）、頸動脈用ステントセット（１区分）、狭窄部貫通用カテーテル（１区分）、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル（１区分）、血管塞栓用プラグ（１区分）、冠動脈カテーテル交換用カテーテル（１区分）、体温調節用カテーテル（２区分）、脳血管用ステントセット（１区分）及び脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム（１区分）の合計56区分に区分する。

(2)～(8) (略)

(9) 血管内異物除去用カテーテル

① (略)

② 機能区分の考え方

機能及び構造により、合計４区分に区分する。

③ 機能区分の定義

ア～エ (略)

(新設)

(10)～(23) (略)

134～153 (略)

154 脳動静脈奇形術前塞栓材

定義

次のいずれにも該当すること。

(1) (略)

(2) 脳動静脈奇形摘出術を予定している患者に対して、術前処置と

しての血管塞栓術を目的として使用する、もしくは経静脈的塞栓術等では十分に治療目的を達成することが困難な硬膜動静脈瘻の患者に対して、血管塞栓術を目的として使用する塞栓材であること。

155~200 (略)

201 膀胱用瘻孔形成補綴材留置システム

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51) 医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「膵臓用瘻孔形成補綴材」であること。
- (2) 経胃又は経十二指腸的な内視鏡治療により、消化管壁と嚢胞壁の間に瘻孔を形成することを目的として使用する膵臓用瘻孔形成補綴材留置システム（デリバリーカテーテルを含む）であること。
- (3) デリバリーカテーテルについては、瘻孔形成部位を穿孔し、当該部位に補綴材を留置する機能を有していること。

III～VIII (略)

しての血管塞栓術を目的として使用する塞栓材であること。

155~200 (略)

(新設)

III ~ VIII (略)

新たに機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器等 (平成 30 年 9 月 1 日適用)

1. アブレーション向け循環器用カテーテル

【販売名】BSC OI アブレーションカテーテル (ボストン・サイエンティフィック ジャパン株式会社)

〔決定区分〕

B2 (個別評価・既存機能区分・変更あり)

〔保険償還価格〕

292,000 円

〔決定機能区分〕

123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル (1)熱アブレーション用 ④体外式ペーシング機能付き

〔主な使用目的〕

本品は、薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性心房細動の治療や、持続性又は再発性Ⅰ型心房粗動の治療を目的とし、経皮的に血管より心腔内に挿入し、電気生理学的に同定した不整脈の目標部位に高周波を通電するためのカテーテルである。高周波の通電により組織の温度が上昇し、心筋組織の熱凝固が得られることによって、不整脈の治療を行う。本品はチップ電極先端のイリゲーション孔から冷却液を流出するイリゲーション機能を有する。

また、本品は心筋焼灼術（アブレーション）に伴って行われる心臓電気生理学的検査及びペーシングにも使用する。

＜関連する通知の改正＞

- (1) 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成 30 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 10 号) の一部改正 (平成 30 年 8 月 31 日付保医発 0831 第 11 号)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」のⅠの 3 を次のように改める。 (改正箇所下線部)	
改 正 後	改 正 前
113, 114 植込式心臓ペースメーカー用リード、 体外式ペースメーカー用カテーテル電極 (1) (略) (2) 体外式ペースメーカー用カテーテル電極 <u>ア 心臓電気生理学的検査機能付加型の「心房 内・心室内全域を算定する場合は、区分番号 「K595」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次 元カラーマッピング加算は算定できない。</u> <u>イ 心臓電気生理学的検査機能付加型の「心房 内・心室内全域型」と、123 経皮的カテー テル心筋焼灼術用カテーテルの「熱アブレー ション用・体外式ペーシング機能付き」又は「心 房内・心室内全域型」と 123 経皮的カテー テル心筋焼灼術用カテーテルの「熱アブレー ション用・体外式ペーシング機能付き・特殊型」 の両方を使用した場合は、主たるもののみ算 定する。</u>	113, 114 植込式心臓ペースメーカー用リード、 体外式ペースメーカー用カテーテル電極 (1) (略) (2) 体外式ペースメーカー用カテーテル電極 <u>心臓電気生理学的検査機能付加型の「心房内・ 心室内全域型」を算定する場合は、区分番号 「K595」経皮的カテーテル心筋型」焼灼術の三次 元カラーマッピング加算は算定できない。</u>

- (2) 「特定保険医療材料の定義について」(平成 30 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 13 号) の一部改正 (平成 30 年 8 月 31 日付保医発 0831 第 11 号)

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱを次のように改める (改正箇所下線部)	
改 正 後	改 正 前
114 体外式ペースメーカー用カテーテル電極 (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 ①～② (略) <u>③ 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル に該当しないこと。</u>	114 体外式ペースメーカー用カテーテル電極 (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 ①～② (略) (新設)

(2)～(3) (略) 115～122 (略) 123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 ①～② (略) ③ <u>体外式ペースメーカー用カテーテル電極に該当しないこと。</u> (2)～(3) (略)	(2)～(3) (略) 115～122 (略) 123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 ①～② (略) (新設) (2)～(3) (略)
---	---

2. ウシ心のう膜弁

【販売名】インスピリス RESILIA 大動脈（エドワーズライフサイエンス株式会社）

〔決定区分〕

区分 B3（個別評価・期限付改良加算）

〔保険償還価格〕

984,000 円

〔決定機能区分〕

120 生体弁 (3)異種心膜弁(Ⅱ)

〔主な使用目的〕

本品は、ヒト以外の動物由来（ウシ心のう膜）の弁開閉部を有する異種心のう膜弁であり、機能不全に陥った心臓弁の機能を代用することを目的とする。

＜関連する告示・通知の改正＞

- (1) 「材料価格基準」（平成 20 年 3 月 5 日付厚生労働省告示第 61 号）の一部改正（官報（平 30 年 8 月 31 日付厚生労働省告示第 313 号）

「材料価格基準」の経過措置(2)を次のように改める		
<u>120 生体弁 (3)異種心膜弁(Ⅱ)</u>	<u>平成 30 年 9 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで</u>	<u>984,000 円</u>
(改正箇所下線部)		

- (2) 「特定保険医療材料の定義について」（平成 30 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 13 号）の一部改正（平成 30 年 8 月 31 日付保医発 0831 第 11 号）

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱを次のように改める	
(改正箇所下線部)	
改 正 後	改 正 前
120、121 生体弁・弁付きグラフト（生体弁） (1)～(4) (略) <u>(5)期限付改良加算の対象となる異種心膜弁(Ⅱ)</u> <u>定義</u> <u>次のいずれにも該当すること。</u> <u>ア 弁開閉部分がヒト以外の動物の心膜由来の</u> <u>ものであること。</u> <u>イ 石灰化を抑制するための組織加温処理が施</u> <u>されていること。</u> <u>ウ 心膜にキャッピング処理及びグリセリン処</u> <u>理が施されていること</u>	120、121 生体弁・弁付きグラフト（生体弁） (1)～(4) (略) (新設)

3. ペースメーカー・除細動器リード抜去キット

【販売名】COOK Evolution RL Rotation ダイレタシースセット（Cook Japan 株式会社）

〔決定区分〕

区分 C1（新機能）

〔保険償還価格〕

263,000 円

〔決定機能区分〕

133 血管内手術用カテーテル (8)血管内異物除去用カテーテル ⑤大血管用ローテーションソース

〔主な使用目的〕

本品は、植込み型ペースメーカー又は植込み型除細動器等のリードを経静脈的に抜去するために使用する。

＜関連する告示・通知の改正＞

- (1) 「材料価格基準」（平成 20 年 3 月 5 日付厚生労働省告示第 61 号）の一部改正（官報（平 30 年 8 月 31 日付厚生労働省告示第 313 号）

「材料価格基準」の別表Ⅱを次のように改める。	
133 血管内手術用カテーテル (1)～(7) (略) (8) ①～④ (略) <u>⑤ 大血管ローテーションソース</u> (9)～(22) (略)	<u>263,000 円</u>
(改正箇所下線部)	

- (2) 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 10 号）の一部改正（平成 30 年 8 月 31 日付保医発 0831 第 11 号）

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」のⅠの 3 を次のように改める。(改正箇所下線部)	
改正後	改正前
133 血管内手術用カテーテル (1)～(2) (略) (3) 血管内異物除去用カテーテル ア～イ (略) <u>ウ 大血管用ローテーションソースの使用にあ</u> <u>たっては、関連学会の定める当該材料の実施</u> <u>基準に準じて使用した場合に限り算定でき</u> <u>る。</u> (4)～(11) (略)	133 血管内手術用カテーテル (1)～(2) (略) (3) 血管内異物除去用カテーテル ア～イ (略) (新設) (4)～(11) (略)

- (3) 「特定保険医療材料の定義について」（平成 30 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 13 号）の一部改正（平成 30 年 8 月 31 日付保医発 0831 第 11 号）

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱを次のように改める (改正箇所下線部)	
改正後	改正前
133 血管内手術用カテーテル (1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方 術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル（2 区分）、末梢血管用ステントセット（2 区分）、PTAバルーンカテーテル（8 区分）、下大静脈留置フィルターセット（2 区分）、冠動脈灌流用カテーテル（1 区分）、オクリュージョンカテーテル（2 区分）、血管内血栓異物除去用留置カテーテル（4 区分）、 <u>血管内異物</u>	133 血管内手術用カテーテル (1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方 術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル（2 区分）、末梢血管用ステントセット（2 区分）、PTAバルーンカテーテル（8 区分）、下大静脈留置フィルターセット（2 区分）、冠動脈灌流用カテーテル（1 区分）、オクリュージョンカテーテル（2 区分）、血管内血栓異物除去用留置カテーテル（4 区分）、 <u>血管内異物</u>

<u>除去用カテーテル (5 区分)</u>、血栓除去用カテーテル (8 区分)、塞栓用バルーン (2 区分)、塞栓用コイル (7 区分)、汎用型圧測定用プローブ (1 区分)、循環機能評価用動脈カテーテル (1 区分)、静脈弁カッター (3 区分)、頸動脈用ステントセット (1 区分)、狭窄部貫通用カテーテル (1 区分)、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル (1 区分)、血管塞栓用プラグ (1 区分)、冠動脈カテーテル交換用カテーテル (1 区分)、体温調節用カテーテル (2 区分)、脳血管用ステントセット (1 区分) 及び脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム (1 区分) の<u>合計 57 区分</u>に区分する。 (2)～(8) (略) (9) 血管内異物除去用カテーテル ① (略) ② 機能区分の考え方 機能及び構造により、<u>合計 5 区分</u>に区分する。 ③ 機能区分の定義 ア～エ (略) <u>オ 大血管用ローテーションシース</u> <u>次のいずれにも該当すること</u> <u>i 植込み型ペースメーカー又は除細動器のリードを経静脈的に除去する材料であること。</u> <u>ii シースの遠位端の金属チップが操作により回転する構造であること。</u> <u>iii ア～エまでに該当しないこと。</u> (10)～(23) (略)	<u>除去用カテーテル (4 区分)</u>、血栓除去用カテーテル (8 区分)、塞栓用バルーン (2 区分)、塞栓用コイル (7 区分)、汎用型圧測定用プローブ (1 区分)、循環機能評価用動脈カテーテル (1 区分)、静脈弁カッター (3 区分)、頸動脈用ステントセット (1 区分)、狭窄部貫通用カテーテル (1 区分)、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル (1 区分)、血管塞栓用プラグ (1 区分)、冠動脈カテーテル交換用カテーテル (1 区分)、体温調節用カテーテル (2 区分)、脳血管用ステントセット (1 区分) 及び脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム (1 区分) の<u>合計 56 区分</u>に区分する。 (2)～(8) (略) (9) 血管内異物除去用カテーテル ① (略) ② 機能区分の考え方 機能及び構造により、<u>合計 4 区分</u>に区分する。 ③ 機能区分の定義 ア～エ (略) (新設) (10)～(23) (略)
---	--

4. 脊椎内固定器具

【販売名】CANOPY ラミノ プラスティール システム (グローバルスメディカルジャパン合同会社)

〔決定区分〕

区分 C1 (新機能)

〔保険償還価格〕

3,400 円

〔決定機能区分〕

064 脊椎固定用材料 (10)骨充填用スペーサー

〔主な使用目的〕

本品は、頸胸椎 (C3-T3) における脊柱管狭窄症、脊髄腫瘍等の脊椎疾患に対して、椎弓形成術の際に用いることにより患部の安定化や骨癒合を補助することを目的とする。

<関連する告示・通知の改正>

- (1) 「材料価格基準」(平成 20 年 3 月 5 日付厚生労働省告示第 61 号) の一部改正 (官報 (平 30 年 8 月 31 日付厚生労働省告示第 313 号))

「材料価格基準」の別表Ⅱを次のように改める。	
064 脊椎固定用材料 (1)～(9) (略) <u>(10) 骨充填用スペーサー</u>	<u>3,400 円</u> (改正箇所下線部)

- (2) 「特定保険医療材料の定義について」(平成 30 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 13 号) の一部改正 (平成 30 年 8 月 31 日付保医発 0831 第 11 号)

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱを次のように改める

(改正箇所下線部)	
改 正 後	改 正 前
064 脊椎固定用材料 (1) (略) (2) 機能区分の考え方 構造、使用部位により、脊椎ロッド (1 区分)、脊椎プレート (2 区分)、椎体フック (1 区分)、脊椎スクリュー (3 区分)、脊椎コネクタ (1 区分)、トランスバース固定器 (1 区分)、 <u>椎体ステーブル (1 区分) 及び骨充填用スペーサー (1 区分) の合計 11 区分に区分する。</u> (3) 機能区分の定義 ①～⑩ (略) <u>⑪ 骨充填用スペーサー</u> <u>次のいずれにも該当すること。</u> <u>ア 移植骨を充填するスペーサーであること。</u> <u>イ 脊椎プレート・標準型と併用するものであること。</u>	064 脊椎固定用材料 (1) (略) (2) 機能区分の考え方 構造、使用部位により、脊椎ロッド (1 区分)、脊椎プレート (2 区分)、椎体フック (1 区分)、脊椎スクリュー (3 区分)、脊椎コネクタ (1 区分)、トランスバース固定器 (1 区分) <u>及び椎体ステーブル (1 区分) の合計 10 区分に区分する。</u> (3) 機能区分の定義 ①～⑩ (略) (新設)

5. 中心循環系血管内塞栓促進用補綴材

【販売名】 Hot AXIOSシステム (ボストン・サイエンティフィック ジャパン株式会社)

[決定区分]

区分 C2 (新機能・新技術)

[保険償還価格]

493,000 円

[決定機能区分]

201 腭臓用瘻孔形成補綴材留置システム

[主な使用目的]

外科手術以外では治療困難な脳動静脈奇形の外科的摘出術に際し、術前塞栓術が必要な場合にその塞栓物質として使用する。また、経静脈的塞栓術等では十分に治療目的を達成することが困難な硬膜動静脈瘻に対する塞栓物質として血管塞栓術にて使用する。

<関連する告示・通知の改正>

- (1) 「材料価格基準」(平成 20 年 3 月 5 日付厚生労働省告示第 61 号) の一部改正 (官報 (平 30 年 8 月 31 日付厚生労働省告示第 313 号))

「材料価格基準」の別表Ⅱを次のように改める。	
<u>201 腭臓用瘻孔形成補綴材留置システム</u>	<u>493,000 円</u> (改正箇所下線部)

- (2) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 30 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 1 号) の一部改正 (平成 30 年 8 月 31 日付保医発 0831 第 11 号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の第 10 部手術料 第 1 節手術料 第 9 款腹部を次のように改める。 (改正箇所下線部)	
改 正 後	改 正 前
K686 内視鏡的胆道拡張術 <u>(1) 「注」の加算については、術後再建腸管を有する患者に対して実施した場合のみ算定できる。</u> <u>(2) 経内視鏡的に経胃又は経十二指腸的に腭嚢胞との瘻孔造設を行った場合は、当該点数</u>	K 6 8 6 内視鏡的胆道拡張術 「注」の加算については、術後再建腸管を有する患者に対して実施した場合のみ算定できる。 (新設)

<u>を準用して算定できる。</u> <u>なお、この場合は上記（１）を適用しない。</u>	
---	--

- (3) 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 10 号）の一部改正（平成 30 年 8 月 31 日付保医発 0831 第 11 号）

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」のⅠの３に次のように追加する。 (改正箇所下線部)	
改正後	改正前
<u>201 膵臓用瘻孔形成補綴材留置システム</u> <u>膵臓用瘻孔形成補綴材留置システムの使用にあ</u> <u>たっては、関連学会の定める指針に従って使用し</u> <u>た場合に限り、算定できる。</u>	(新設)

- (4) 「特定保険医療材料の定義について」（平成 30 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 13 号）の一部改正（平成 30 年 8 月 31 日付保医発 0831 第 11 号）

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱに次のように追加する。(改正箇所下線部)	
改正後	改正前
<u>201 膵臓用瘻孔形成補綴材留置システム</u> <u>定義</u> <u>次のいずれにも該当すること。</u> <u>(1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)</u> <u>医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般</u> <u>的名称が「膵臓用瘻孔形成補綴材」であるこ</u> <u>と。</u> <u>(2) 経胃又は経十二指腸的な内視鏡治療によ</u> <u>り、消化管壁と嚢胞壁の間に瘻孔を形成する</u> <u>ことを目的として使用する膵臓用瘻孔形成補</u> <u>綴材留置システム（デリバリーカテーテルを</u> <u>含む）であること。</u> <u>(3) デリバリーカテーテルについては、瘻孔形</u> <u>成部位を穿孔し、当該部位に補綴材を留置す</u> <u>る機能を有していること。</u>	(新設)

6. 中耳加圧装置

【販売名】非侵襲中耳加圧装置 EFET01（第一医科株式会社）

〔決定区分〕

区分 C2（新機能・新技術）

〔保険償還価格〕

特定保険医療材料ではなく、新規技術料にて評価する。

準用技術料 C106 在宅自己導尿指導管理料 1,800 点

〔主な使用目的〕

非侵襲的に中耳腔を加圧することで内耳に蓄積された内リンパ液の排出を促し、メニエール病、遅発性内リンパ水腫に起因するめまい発作を抑制する。

<関連する通知の改正>

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 1 号）の一部改正（平成 30 年 8 月 31 日付保医発 0831 第 11 号）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の第 2 部在宅医療 第 2 節在宅療養指導管理料 第 1 款在宅療養指導管理料を次のように改める。 (改正箇所下線部)	
改正後	改正前

C106 在宅自己導尿指導管理料 (1)～(3) (略) <u>(4) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し非侵襲中耳加圧装置を用いた療養を実施する場合に、医師が患者又は患者の看護に当たる者に対して、当該療法の方法、注意点及び緊急時の措置等に関する指導を行い、当該患者の指導管理を行う際には当該点数を準用する。なお、この場合は上記(3)を適用しない。</u> <u>(5) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し非侵襲中耳加圧装置を用いた指導管理を行うに当たっては、関連学会の定める適正使用指針に沿って実施した場合に限り算定する。なお、当該点数には指導管理に要する機器等に係る費用が含まれており、別に算定できない。</u> <u>(6) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し非侵襲中耳加圧装置を用いた指導管理を行うに当たって当該点数を準用する場合は、「C005 在宅患者訪問看護・指導料、C005-1・2 同一建物居住者訪問看護・指導料」の(4)、(25)及び「C119 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料」の(4)を適用しない。</u>	C106 在宅自己導尿指導管理料 (1)～(3) (略) (新設) (新設) (新設)
---	--

7.生殖細胞系列遺伝子変異解析プログラム（抗悪性腫瘍薬適応判定用）

【販売名】 BRACAnalysis 診断システム （アストラゼネカ株式会社）

※平成 30 年 6 月 1 日付で C2（新機能・新技術）として保険適用された医療機器の留意事項通知の改正

<関連する通知の改正>

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 30 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 1 号)の一部改正 (平成 30 年 8 月 31 日付保医発 0831 第 11 号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の第 2 章特掲診療料 第 3 部検査 第 4 節診断穿刺・検体採取料を次のように改める。	
(改正箇所下線部)	
改 正 後	改 正 前
D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査 (1)～(2) (略) (3) BRCA1/2 遺伝子検査は、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数 2 回分、区分番号「D006-4」遺伝学的検査「3」処理が極めて複雑なものの所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定できる。 ア～ウ (略) <u>エ 本検査の実施に際し、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査及び区分番号「D006-4」遺伝学的検査の点数を準用して算定する場合は「注」に定める施設基準の規定は適用しない。</u>	D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査 (1)～(2) (略) (3) BRCA1/2 遺伝子検査は、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数 2 回分、区分番号「D006-4」遺伝学的検査「3」処理が極めて複雑なものの所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定できる。 ア～ウ (略) (新設)

(日本医師会医療保険課)